



芳賀の白ばら

令和7年3月1日 第54号 編集・発行 芳賀郡市町選挙管理委員会連合会・栃木県明るい選挙推進協議会

今年の選挙

今年は参議院議員通常選挙が行われる予定です。私たち一人ひとりが主権者としての自覚を持って、必ず投票しましょう！

◆投票できる人

投票日当日に年齢が満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方です。

◆投票場所

各市町選挙管理委員会から事前に送付される投票所入場券を確認の上、指定された投票所で投票してください。

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない方は、期日前投票ができます。期日前投票所は、市役所や町役場、ショッピングセンターなどに設けられますが、詳しくは、お住まいの市町選挙管理委員会にお問合わせください。

なお、投票所入場券がなくても本人確認ができれば投票できます。

◆投票時間

午前7時からです。閉鎖時刻は投票所により異なりますので、投票所入場券などで確認してください。

◆投票方法

選挙区では「候補者の氏名」を、比例代表では「参議院名簿登載者の氏名」か「参議院名簿届出政党等の名称もしくは略称」のいずれかを記載してください。

無効票とならないよう、記載台に掲示してある表のとおりに正確に記載してください。

衆議院議員総選挙及び栃木県知事選挙の投票率について

昨年は10月に衆議院議員総選挙、11月に栃木県知事選挙が行われました。

衆議院議員総選挙の県全体の投票率は小選挙区及び比例代表ともに50・24%となり、過去2番目に低い投票率となりました。

また、栃木県知事選挙の県全体の投票率は、32・05%となり、こちらも過去2番目に低い投票率でした。

こうした中、芳賀郡の投票率は、県全体の投票率を上回っており、皆様の選挙に対する意識の高さに敬意を表するとともに、選挙啓発に取り組みされている方々の御尽力に感謝申し上げます。

県選挙管理委員会が行う選挙啓発について

栃木県選挙管理委員会では、令和四年度に策定した「若年層の投票率向上推進プラン」に基づき、啓発事業を展開しています。

昨年行われた衆議院議員総選挙及び栃木県知事選挙では、選挙への関心を高めるため、県と県内全25市町のご当地めいすいくんを作成しました。県委員会では、そのご当地めいすいくんを活用した「親子連れ投票記念証」を作成し、親子で投票所に来た子どもに配布しました。

また、官民連携事業の一環として「とちぎ選挙啓発サポーター」に登録された企業・団体が、SNSでの投票呼びかけや、店舗へのポスター掲出などを行いました。

今後とも市町選挙管理委員会をはじめとした様々な機関と連携・協力して、社会総がかりでの投票率向上を目指します。

投票に行きましょう！

選挙は、私たちが政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなす重要なものです。

今年行われる予定の参議院議員通常選挙は私たち国民の代表者を決める大切な選挙です。

私たちの代表としてふさわしい候補者を選ぶため、貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票に行きましょう！

※県選管公式Xでは選挙に関する情報を発信しています。是非フォローをお願いします。
(栃木県選挙管理委員会)



令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

今年度も芳賀郡市内の小・中学校の児童・生徒の皆さんから、たくさん作品の応募がありました。本紙では、栃木県の審査で入賞した作品をご紹介します。なお、敬称略とさせていただきます。

ポスターコンクールでは、芳賀郡市町から、優秀賞1作品、入選1作品、佳作6作品が選出されました。入賞おめでとうございます。



有権者のひびくこと

※敬称略

若者の意思を伝えるために



真岡市 高松 渚

国政選挙における投票率は、全体的に見ても減少の一途を辿っており、特に若年層における投票率は非常に低く、第49回衆議院議員総選挙において60代の投票率と比較すると、約半分である36・50%となっています。

この問題は、投票や政治の現状について学ぶことに対し、手間や負担感を感じることが一因として考えられます。学業や仕事で忙しい中、候補者を把握し、自分の理想に合う候補者を選定するのは難しいように感じます。また、若年層での不在者投票等の認知度は低く、有権者のニーズに沿った制度やツールを広めていくことが、若年層の投票率の向上に繋がると考えます。

さらに、文部科学省では義務教育期の主権者教育不足による、若年層の政治参加意欲低下を問題視しています。現在主権者教育を通じて、未来を選択する権利を大切にするために意識改善を推進しています。私達の生活する栃木県でも、若年層の投票率向上推進プランを策定し、若年層の投票率改善について取り組みを進めています。例えば、選挙啓発活動においても、オンライン形式でのセミナーなど、若年層を惹きつける啓発活動に取り組んでいます。

衆議院議員総選挙の際、SNSでは白票で意思表示をすることへの賛否や不在者投票の認知度に関する投稿が上がっていました。虚偽の情報等に惑わされないよう注意は必要となりますが、若者が多く利用するSNSに選挙に関する話題が上がることは政治参加の第一歩となると考えます。平成25年の法改正により、インターネットにおける一部の選挙運動が可能になりました。自分達の望む未来のためには、自分達で意思を伝える

必要があります。情報を取捨選択しながら、負担を減らすことのできるツールを活用し、選挙で自分達の意思を伝えていきましょう。

【入選】



真岡市立真岡東小学校5年 柳 結衣

明るい未来のために

益子町 金澤 真穂



第50回衆議院総選挙投票率53・85%と戦後3番目の低さ。この見出しのネット記事が目に残り、得も知れぬ焦燥感にさらされたのはつい先日のことです。近年、投票率が低下の一途を辿っていることは、投票率の

パーセンテージと共に様々な媒体で取り上げられていました。が、それらの媒体から何となくでしかこの状況を把握できていなかった私にとって「戦後3番目の低さ」という一文は、近年の投票率低下の異質さをより具体的な感覚を持って実感するには十分に足りるものでした。

近年はスマートフォン普及に伴い、SNS上での1人1人の発言力が、良くも悪くも大きいものになっているように思います。これは政治に置き換えても同じことが言えます。自分の発言、意見、投票には社会を良い方向に導く力があります。その機会は、選挙権を持つ私たち全員に平等に与えられています。また、投票率の低さの目立つ若者の身近な媒体である様々なSNSでも、政治に関する情報が発信されており、私たち若者はそれらを自ら調べたりする労力を経ずとも、日常生活の中で意識することなく目にすることが

できる機会が増えています。このことが、若者が政治に関心を持つきっかけになることでしょう。若者の投票率の増加は、全体の投票率という数字を上げるだけではなく、数字以外の面でも効果が得られるように思いますが、自分たちの未来を思い描き

ながら、投票所へ向かう若者が増えることを願います。

私たちの未来のために



茂木町 羽田 遼平

近年、選挙が行われるたびに若者の投票率の低下が取り上げられ、メディアは、若者の政治離れが問題だと報じている。

総務省によると衆議院議員選挙においては、20歳代の投票率が各年代で一番低く、40%を下回ることも珍しくはない。この理由としては、「政治に対する関心の低さ」や「自分の一票では何も変わらない」、「投票はしたいが投票したい立候補者がいない」といった意見が多いとされる。

現在の日本は、少子高齢化が進み有権者の割合の多くは、高齢者が占めている。そのため、政治家は高齢者の関心を引きやすい「医療・

芳賀の白ばら

介護・年金」などの政策に重きをおき、若者世代に関する政策は優先度が低いと感じる。若者が政治を身近に感じる事ができず、ますます若者の声が政治に届かなくなってしまうのではないだろうか。

こうした状況の中、平成25年に公職選挙法が改正されインターネットを介した選挙活動が可能になった。SNSが普及し、自由に情報を集め、自分の意見を簡単に伝えることができるようになり、政治家もSNSを活用した選挙活動によって、一部の若者世代から支持を得ている。

SNSを通して若者の選挙への関心が期待される一方で、SNS上には虚偽の情報や禁止行為があるため細心の注意を払うことが大切である。

自分の意思を持って政治に関わり、若者一人一人が自身の持つ一票の大切さを再認識し、選挙と政治が私たちの未来にどのような関わっているのか改めて考える必要がある。

【優秀賞】



茂木町立茂木中学校1年 澤村 琉那

「たった一票」の重み

市員町 染谷 泰輔



選挙における若者の投票率の低さが社会的な問題となっている。総務省が発表している国政選挙における年代別投票率（抽出調査）によると、昭和40年代ではおおよそ60%代だった20歳代の投票率は、令和4年の第26回参議院議員通常選挙には34%弱まで低下した。

その要因には様々なものが想定されるが、私が大きな要因の一つとして考えているのが、投票に対する無力感だ。（公財）明るい選挙推進協会が令和3年に実施した『若い有権

者の政治・選挙に関する意識調査（第4回）によると、「支持している政党や候補者が勝つ見込みがないときには投票しても無駄である」と「選挙では大勢の人が投票するのだから、自分一人くらい投票しなくてもかまわない」という設問に「そう思う」と答えたといえそう思う」と答えた満18歳以上29歳以下の有権者は31%にも上っている。

これらの「私の『たった一票』は何の影響も与えないから、投票しなくても構わない」という無力感が投票を敬遠する原因になっていることは、きつと多くの若者が共感できるのではないかと思う。

では「たった一票」は、本当に何も影響を与えない「たった一票」なのだろうか。

令和6年に行われた第50回衆議院議員総選挙で、私は「たった一票」の重みをこれまで以上に感じた。この選挙では、全国の小選挙区において当選者と落選者の票差が最も少なかったところは、たった124票の差だった。栃木県でも、178票差の選挙区があった。私たちが投じるのは「たった一票」かもしれないが、少しばかりの「たった

一票」が集まって、結果に大きな影響を与えたことは、私にとって一票の重みを改めて実感する出来事となった。

僅差の選挙区という極端な例を挙げたが、本来選挙とは、私たち一人ひとりの「たった一票」が集まって民意となる。そう考えると「たった一票」には重みがあつて、私たちは一票を投じ、自分の考えを示し続ける必要があるのではないだろうかと思う。

選挙はおまじない？

芳賀町 菅 又礼香



「選挙はおまじない」。作家の養老孟司さんは著書「自分の壁」の中でそう表現されています。さらに、「紙に名前を書いて箱に入れただけで何かわ変わる」と本気で思っているなら、それはおまじないと一緒だ」とも続けています。私はこの文を読んだとき、少し恥ずかしくなりました。それは、変わると本気で思っている側の人間だったからです。しか

し、同時にハッと気付かされたような気持ちになりました。投票を促す言葉としてよく目にする「あなたの一票が政治を変える！」に賛同して、これまで私は投票をしてきました。一方で、投票した後になんかどうなのかわからない、どこまで実行されたのか、など調べることもなく、たまたま流れてきた報道番組や記事を見る程度でした。何かが変わるだろうと信じて投票に行つたのに、何が変わつたのか調べもしない矛盾に気づかされたのです。これでは本当に「おまじない」になってしまっています。また、政策を知らないことは、自分の生活が政治の恩恵を受けていないのだとマイナスイメージになってしまふようにも思います。こうなると、「おまじない」どころか投票率の低下にもつながっていくように感じます。そうならないためにも、投票することがゴールではなく、投票後にどう変化していくのか、自身の生活にも落とし込んで見守ることが重要だと思えます。今後は、せっかくの選挙が「おまじない」になつてしまわないよう、意識して参加していきたいと思えます。

「今年の選挙を振り返って」

芳賀郡市町選挙管理委員会連合会

会長 細川 清一



私たち芳賀郡市町選挙管理委員会連合会は、真岡市、益子町、市貝町、茂木町、芳賀町の選挙管理委員会が協働し、芳賀郡市内の選挙啓発等に取り組んでいます。

さて、今年の選挙を振り返りますと、10月27日に衆議院議員総選挙が執行され、栃木県の平均投票率は50・24%、芳賀地区の平均投票率は54・99%となりました。また、11月17日に栃木県知事選挙が執行され、栃木県の平均投票率は32・05%、芳賀地区の平均投票率は34・41%となりました。いずれの選挙におきましても各選挙管理委員会とも遺漏なく執行することができました。

しかしながら、各選挙とも前回の選挙と比較すると、投票率が低下しているのが現状です。引き続き、啓発活動に力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

本年は、参議院議員通常選挙、芳賀地区では真岡市で市長選挙と市議会議員補欠選挙、市貝町で町長選挙が予定されており、選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な基本的な機会です。大切に行使されますようお願いいたします。

今回も、芳賀の白ばらに寄稿された若者の言葉が皆様の心に届き、より良い選挙実現のための一助となることを切に願います。



【佳作】
真岡市立下田中学校2年 森山 翔遥



真岡市立長田小学校6年 高松 海翔



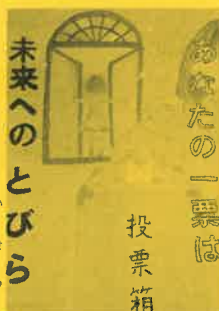
【佳作】
真岡市立真岡小学校5年 今井 葵那



【佳作】
益子町立若草西小学校3年 望月 愛梨



【佳作】
益子町立益子小学校2年 高秀 滯央



益子町立田野中学校1年 布施 結愛

「みんなで徹底しよう『三ない運動』」

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されており、

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しよう。

「三ない運動」とは？

●政治家は有権者に寄附を「贈らない！」

●有権者は政治家に寄附を「求めない！」

●政治家から有権者への寄附は「受け取らない！」

禁止されている主なものは、次のとおりです。

- ・お歳暮やお年賀
- ・入学祝、卒業祝
- ・病氣見舞い
- ・秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ・秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
- ・葬式の花輪、供花
- ・落成式、開店祝の花輪
- ・町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ
- ・お祭りへの寄附や差入れ
- ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ

みんなで守ろう三ない運動。



贈らない。 求めない。 受け取らない。

選挙管理委員会

真岡市選挙管理委員会	☎0285-83-8190
益子町（総務課内）	☎0285-72-8824
茂木町（総務課内）	☎0285-63-5614
市貝町（総務課内）	☎0285-68-1111
芳賀町（総務課内）	☎028-677-1111